

東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十九号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>第一条から第二十一条まで（現行のとおり） （野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為）</p> <p>第二十二條 条例第二十五条第三項第六号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次に掲げる工作物を改築し、又は増築すること。</p> <p>イから八まで（現行のとおり）</p> <p>二 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びくりポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同法第四十条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第二十二條第三項の規定による許可を受けて設置されたもの（条例第三十二條第一項の規定による協議に係るものを含む。）</p> <p>ホ 漁港漁場整備法第三十四条に規定する漁港管理規程に基づき設置する標識</p> <p>＜ 沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第二条第一項に規定する沿岸漁業（総ト）数十ト）以上二十ト未満の動力漁船（とつ載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。以下同じ。）の生産基盤の整備及び開発を行</p>	<p>第一条から第二十一条まで（略） （野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為）</p> <p>第二十二條 条例第二十五条第三項第五号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次に掲げる工作物を改築し、又は増築すること。</p> <p>イから八まで（現行のとおり）</p> <p>二 漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びくりポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同法第四十条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第二十二條第三項の規定による許可を受けて設置されたもの（条例第三十二條第一項の規定による協議に係るものを含む。）</p> <p>ホ 漁港法第三十四条に規定する漁港管理規程に基づき設置する標識</p> <p>＜ 沿岸漁業等振興法（昭和三十八年法律第百六十五号）第八条第二項第二号に掲げる事項を行うために必要な同条第一項の構造改善事業に係る施設</p>

つために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設

トからムまで (現行のとおり)

二から五まで (現行のとおり)

(野生動植物保護地区における行為の許可申請)

第二十三条 第十九条の規定は、条例第二十五条第三項第七号の規定による許可について準用する。

2及び3 (現行のとおり)

第二十四条から第二十八条まで (現行のとおり)

(承継届)

第二十九条 条例第二十二條第三項、第二十四條若しくは第二十五條第三項第七号の許可を受けた行為又は条例第二十三條第一項の届出をした行為(次条及び第三十一条において「保全地域内において許可を受けた行為又は届出をした行為」という。)の完了前に、相続、合併、分割その他の理由により当該許可を受けた者又は届出をした者の地位を承継した者は、速やかに、その旨及び理由並びに承継の年月日を書面により知事に届け出なければならない。

第三十条及び第三十一条 (現行のとおり)

(特別地区内等の行為の許可基準)

第三十二条 条例第二十六條に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

一 工作物を新築すること。

イ及びロ (現行のとおり)

ハ 次に掲げる工作物

トからムまで (略)

二から五まで (略)

(野生動植物保護地区における行為の許可申請)

第二十三条 第十九条の規定は、条例第二十五条第三項第六号の規定による許可について準用する。

2及び3 (略)

第二十四条から第二十八条まで (略)

(承継届)

第二十九条 条例第二十二條第三項、第二十四條若しくは第二十五條第三項第六号の許可を受けた行為又は条例第二十三條第一項の届出をした行為(次条及び第三十一条において「保全地域内において許可を受けた行為又は届出をした行為」という。)の完了前に、相続、合併、分割その他の理由により当該許可を受けた者又は届出をした者の地位を承継した者は、速やかに、その旨及び理由並びに承継の年月日を書面により知事に届け出なければならない。

第三十条及び第三十一条 (略)

(特別地区内等の行為の許可基準)

第三十二条 条例第二十六條に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

一 工作物を新築すること。

イ及びロ (略)

ハ 次に掲げる工作物

当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないこと。

(イ) から (ハ) まで (現行のとおり)

(ト) 漁港漁場整備法第三条に規定する漁港施設又は同法第四十条の規定により漁港施設とみなされた施設

(チ) 沿岸漁業の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設

(リ) から (ラ) まで (現行のとおり)

二及びホ (現行のとおり)

二から十一まで (現行のとおり)

第三十三条及び第三十四条 (現行のとおり)

(特別地区内等における許可等を要しない行為)

第三十五条 条例第三十条第一項第四号に規定する規則で定める行為

は、特別地区については、次に掲げるものとする。

一 (現行のとおり)

二 次に掲げる工作物を改築し、又は増築すること。

イ (現行のとおり)

ロ 漁港漁場整備法第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イから八まで、ル若しくはラに掲げる施設(同号ハに掲げる施設については、公共施設用地に限る。)、特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同法第四十条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた

当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないこと。

(イ) から (ハ) まで (略)

(ト) 漁港法第三条に規定する漁港施設又は同法第四十条の規定により漁港施設とみなされた施設

(チ) 沿岸漁業等振興法第八条第二項各号に掲げる事項を行うために必要な同条第一項の構造改善事業に係る施設

(リ) から (ラ) まで (略)

二及びホ (略)

二から十一まで (略)

第三十三条及び第三十四条 (略)

(特別地区内等における許可等を要しない行為)

第三十五条 条例第三十条第一項第三号に規定する規則で定める行為

は、特別地区については、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 次に掲げる工作物を改築し、又は増築すること。

イ (略)

ロ 漁港法第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イから八まで、ル若しくはラに掲げる施設(同号ハに掲げる施設については、公共施設用地に限る。)、特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同法第四十条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設で

施設であつて条例第二十二條第三項の規定による許可を受けて設置されたもの（条例第三十二條第一項の規定による協議に係るものを含む。）

三から八まで（現行のとおり）

九 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において、当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであつて次に掲げるもの

イからくまで（現行のとおり）

ト 漁港漁場整備法第二十五條の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第三條に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。

チからルまで（現行のとおり）

十から十二まで（現行のとおり）

2 条例第三十條第一項第四号に規定する規則で定める行為は、里山保全地域、歴史環境保全地域及び緑地保全地域（以下この項において「保全地域」という。）については、前項第一号から第八号まで又は第十号から第十一号までに掲げるものとする。ただし、同項第一号口及び第一号口中「条例第二十二條第三項」とあるのは「条例第二十四條」と、同項第一号口及び第六号八中「特別地区」とあるのは「保全地域」と、同項第十二号中「第五号まで若しくは第七号」とあるのは「第五号まで」と読み替えるものとする。

第三十六條及び第三十七條（現行のとおり）

あつて条例第二十二條第三項の規定による許可を受けて設置されたもの（条例第三十二條第一項の規定による協議に係るものを含む。）

三から八まで（略）

九 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において、当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであつて次に掲げるもの

イからくまで（略）

ト 漁港法第二十五條の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第三條に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。

チからルまで（略）

十から十二まで（略）

2 条例第三十條第一項第三号に規定する規則で定める行為は、里山保全地域、歴史環境保全地域及び緑地保全地域（以下この項において「保全地域」という。）については、前項第一号から第八号まで又は第十号から第十一号までに掲げるものとする。ただし、同項第一号口及び第一号口中「条例第二十二條第三項」とあるのは「条例第二十四條」と、同項第一号口及び第六号八中「特別地区」とあるのは「保全地域」と、同項第十二号中「第五号まで若しくは第七号」とあるのは「第五号まで」と読み替えるものとする。

第三十六條及び第三十七條（略）

(普通地区内における届出等を要しない行為)

第三十八条 条例第三十条第二項第五号に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 から九まで (現行のとおり)

第三十九条から第四十七条まで (現行のとおり)

(保護区内における許可を要しない行為)

第四十八条 条例第四十三条第六項第三号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの

イからニまで (現行のとおり)

ホ 漁港漁場整備法第六条の三第一項に規定する漁港漁場整備長期計画に基づく沿岸漁業に係る漁礁の設置、水産動植物の増殖場及び養殖場の造成若しくは沿岸漁場の保全に関する事業又は沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律第四十九号)第六条第一項に規定する基本方針若しくは同法第七条の二第一項に規定する基本計画に基づく水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。

クからツまで (現行のとおり)

ニから十一まで (現行のとおり)

十二 国の機関又は地方公共団体が行う次に掲げる行為

イ及びロ (現行のとおり)

ハ 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外のうち知事が指定する

(普通地区内における届出等を要しない行為)

第三十八条 条例第三十条第二項第四号に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 から九まで (略)

第三十九条から第四十七条まで (略)

(保護区内における許可を要しない行為)

第四十八条 条例第四十三条第六項第二号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの

イからニまで (略)

ホ 沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律第四十九号)第三条第一項に規定する沿岸漁場整備開発計画に基づく魚礁設置事業、水産動植物の増殖場及び養殖場の造成事業若しくは沿岸漁場保全事業又は同法第六条第一項に規定する基本方針若しくは同法第七条の二第一項に規定する基本計画に基づく水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。

クからツまで (略)

ニから十一まで (略)

十二 国の機関又は地方公共団体が行う次に掲げる行為

イ及びロ (略)

ハ 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外のうち知事が指定する

区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる行為であつて次に掲げる目的のために行つもの

- (一) 漁港漁場整備法第六条の規定により指定された漁港の区域の管理又は調査のため
- (二) 漁業取締りのため
- (三) から (七) まで (現行のとおり)

二から又まで (現行のとおり)

第四十九条及び第五十条 (現行のとおり)

(開発許可の対象となる地域の区分)

第五十一条 条例第四十七条第一項ただし書に規定する規則で定める地域(以下「甲地域」という。)は、次に定める区域を除く地域とする。

一から四まで (現行のとおり)

五 自然公園法(昭和三十三年法律第百六十一号) 第五条第一項に規定する国立公園又は同条第二項に規定する国定公園

六から九まで (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

第五十二条から第六十九条まで (現行のとおり)

別表第一から別表第五まで (現行のとおり)

別記第一号様式から第二十五号様式まで (現行のとおり)

区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる行為であつて次に掲げる目的のために行つもの

- (一) 漁港法第五条の規定により指定された漁港の区域の管理又は調査のため
- (二) 漁港取締りのため
- (三) から (七) まで (略)

二から又まで (略)

第四十九条及び第五十条 (略)

(開発許可の対象となる地域の区分)

第五十一条 条例第四十七条第一項ただし書に規定する規則で定める地域(以下「甲地域」という。)は、次に定める区域を除く地域とする。

一から四まで (略)

五 自然公園法(昭和三十三年法律第百六十一号) 第十条第一項に規定する国立公園又は同条第二項に規定する国定公園

六から九まで (略)

2 (略)

第五十二条から第六十九条まで (略)

別表第一から別表第五まで (略)

別記第一号様式から第二十五号様式まで (略)